

(別 表)

入会金・年会費内訳表

| | 正 会 員 | 準 会 員 | |
|-------|---------------------------------|----------|-----------|
| | | 中 小 企 業 | 小 規 模 企 業 |
| 入 会 金 | 100,000円 | 50,000円 | 50,000円 |
| 年 会 費 | ・役員会社 250,000円 (監事会社及び団体を除く) | 100,000円 | 50,000円 |
| | ・一 般 150,000円 | | |
| | ・団 体 100,000円 | | |

[備 考]

1. 入会金は入会日の属する月の末日までに払い込むものとする。
2. 年会費は毎年4月末日までに払い込むものとする。
ただし、入会初年度は入会日の属する月の末日までとする。
3. 年度途中に入会した場合の会費は、入会月が10月から12月の場合は年会費の二分の一、1月から3月の場合は年会費の四分の一とする。
4. 中小企業とは、以下の区分による中小企業及び小規模企業とする。
 - (1) 中小企業（中小企業基本法による）
 - ・製造業 資本金1億円以下 または従業員300人以下
 - ・卸売業 " 3千万円以下 " 100人以下
 - ・小売業・サービス業 " 1千万円以下 " 50人以下
 - (2) 小規模企業（小規模事業者支援促進法による）
 - ・製造業 常時使用する従業員 20人以下
 - ・商業・サービス業 " 5人以下